

資 料

「環境プラザの内容について」の提言内容の概要

((仮称)札幌市環境プラザ検討会議 平成14年3月)

1 「(仮称)札幌市環境プラザ」の整備について

(1) 整備場所及び開設予定時期

環境プラザは、札幌市北区北8条西3丁目の再開発事業地区に4施設の複合施設として、平成15年秋に開設予定である。

(2) 主な施設内容

環境プラザは、2階に約500m²の固有スペースを設けるほか、共用施設として、情報センター、交流広場、共同相談室、共同研修室等を設置する。

(3) 開設内容決定までの予定

環境プラザ検討会議として、環境審議会からの答申に基づき検討した結果を札幌市に提言し、この提言を参考に札幌市が最終的に決定する。

2 「(仮称)札幌市環境プラザ」の開設における基本的あり方について

(1) 開設における基本的考え方

「各主体の自主的な活動の支援を主な役割とし、必要に応じ、それらを喚起する取り組みを行うこと」を基本的考え方とする。

ア 各主体への具体的な役割

児童・生徒・教員に対する役割

児童・生徒・教員に対する役割としては、学校の事業に対する支援、学校の教員への支援、児童・生徒の自主的な学習・活動への支援、PTA活動への支援が考えられ、これらの役割を果たせるよう、事業や運営を考えていく必要がある。

市民・市民団体に対する役割

市民や市民団体に対しては、利用者を「環境学習の入門者」、「自主的な学習者」、「環境活動者」として段階的にとらえ、発展的に活用できるような役割を持つべきである。

事業者に対する役割

環境保全に取り組む企業、エコビジネスに取り組む企業に対し、必要な情報提供や商品・技術のPR等への支援を行うことが必要である。

関連他施設との連携

環境関連他施設との連携

環境プラザは、近郊を含めた環境関連施設の総合情報センターとしての役割や関連施設の見学、事業等のコーディネーターとしての役割を果たす必要がある。

北海道環境サポートセンターとの連携
施設間の連携を進めて、近くに立地することによる相乗効果が見込めるようにしていくことが必要である。

複合化他施設との連携

来館者にとって、複合施設全体が利用しやすい施設となるよう連携や協力を図っていくことが必要である。

イ 環境プラザと各主体との関わり

利用・事業対象を幅広く考えていることから、各主体の様々な事業への参加や各主体の自主的な活動での施設利用のほか、事業のスタッフやボランティアとしての参加等による運営に携わること等、市民、市民団体、事業者、児童・生徒等の各主体は、環境プラザと様々な関わりを持つこととなる。

ウ 環境プラザと各主体、及び主体間のネットワーク

環境プラザと各主体は様々な関わりを持つことから、環境プラザを拠点として各主体とのネットワークや各主体間のネットワーク形成のための支援策を積極的に講じていくことが必要である。

(2) 施設の機能とその基本的あり方

ア 環境情報の収集・提供

地域の環境情報の充実

それぞれの環境活動には、地域の情報が重要かつ必要であり、近郊を含めた地域情報の充実を図り、使いやすい形態で提供することが必要である。

環境に取り組む事業者の支援

環境に関わる事業活動を支援するため、これらの活動の啓発や必要情報の提供、相談等の機能を一層充実していく必要がある。

環境関連他施設の紹介・連携

他関連施設の情報を環境プラザに集約し、これら施設とのネットワークを組み、コーディネーターとしての役割を果たしていくことが必要である。

イ 環境教育・学習事業の実施

児童・生徒対象事業の充実

平成14年度から、総合的な学習の時間の創設や学校週5日制となることから、これらを活用した環境教育・学習を進めるため、参加体験型展示設備や各種プログラムの準備等が必要であり、また、学年単位で利用できるように対応すべきである。

市民，市民団体対象事業の充実

環境に関心を持ってもらうことも環境プラザの大きな役割の1つであり，入門者，自主的学習者，活動者等，各段階に合ったプログラムを用意し，事業を行っていくことが重要である。

事業者の取り組みの支援事業の充実

各社の取り組みや商品・技術のPR等を積極的に行うため，情報提供システムの活用や各種展示会等の事業を行うことが必要である。

ウ 環境保全活動・交流の支援と推進

各主体間をつなぐ機能

環境プラザは，各主体の交流の機会・場を設置する等，環境をキーワードに各主体間をつなぐ役割を果たす必要がある。

事業者の環境ビジネスへの取り組みの支援

環境プラザは，環境ビジネスに取り組む企業と大学や試験研究機関，関連企業等をつなぐ役割を果たす必要がある。

エ 環境保全型技術の学習・普及

施設に導入される環境保全型技術の普及促進

環境プラザに導入される太陽光発電等の技術の普及を推進するため，導入技術を積極的にPRすることが必要である。

寒冷地特有の環境保全型技術等の普及促進

積雪寒冷地特有の暖房エネルギーの節約に関わる省エネ型暖房機等の展示紹介等の役割を果たすとともに，省エネ型ライフスタイルの普及を図ることも必要である。

環境教育園機能の取り扱いについて

環境プラザの開設場所は，都心地区となることから環境教育園の併設は不可能であり，近郊を含めた自然教育関連施設と連携を深め，環境教育園の機能が損なわれることのないようにしていくことが必要である。

3 「(仮称)札幌市環境プラザ」の具体的内容について

(1) 具体的な内容の提示における基本的考え方

ア ニーズに対応した事業の実施

環境プラザの実施事業は基本的にニーズに対応した事業を行うことが重要である。なお，提示する事業等は開設当初から全て実施するのは不可能であり，また，必要な事業は将来的に変化することも予想できるので，事業運営委員会等で毎年度充分検討することが必要である。

イ 各主体の自主的な事業の支援の実施

各主体の自主的な事業について，事業情報の提供や教材等の貸出・提供，場の提供等，これらの活動の支援の役割を果たす必要がある。

ウ 児童・生徒(学校)に対する事業の充実

体験・参加型環境学習用展示・プログラム等の準備や学年単位での利用に対応できるようにしておく等，児童・生徒や学校，教員等への支援事業の充実を図る。

エ 事業者に対する事業の充実

中小規模が多い本市の事業者の環境への取組の支援事業の充実を図る。

(2) 具体的な内容

現在，環境保全を進める上で必要と思われる事業内容等について検討会議で提示された具体的な内容。

ア 具体的な事業内容

資料・情報の収集・提供事業

地球規模・国内・道内・市内・各校区等地域における環境情報の収集・提供，環境報告書の紹介，E-メール登録制度の設置，情報誌の発行，意見箱の設置等

ネットワーク事業

各主体間の縦横ネットワークの形成，環境関連施設・機関の概要・位置・事業等紹介，環境関連産業に関わる施設・機関の概要・事業紹介等

教育・学習事業

児童・生徒対象事業，参加体験型展示等による解説，教材等の作成・配布・貸出・提供，人材の派遣・紹介，プログラムの研究・開発，市民対象事業，学習方法の提示，各種展示会，事業者対象事業等

相談事業

環境・環境問題の総括的・系統別解説，見学・学習方法の設定・紹介，専門家による環境相談，相談員の確保・育成等

イ 具体的な情報内容

児童・生徒，学校関係者への提供情報内容

児童・生徒参加可能事業情報，地球規模・国内・道内・市内の環境情報，環境関連施設情報，学校独自の取り組み紹介情報等

市民・市民団体への提供情報内容

環境関連事業情報，地球規模・国内・道内・市内の環境情報，環境団体情報，環境関連リンク集，人材・教材・資料・図書情報，環境政策等事業者への提供情報内容

環境関連事業情報，地球規模・国内・道内・市内の環境情報，環境団体情報，関連技術・商品情報，大学・試験研究機関情報等

ウ 具体的な設備内容

情報関連設備(情報表示モニター，独自ホームページ等)，展示関係設備

(児童・生徒用展示設備，関連施設紹介盤，施設採用技術紹介盤等)，交流・相談設備(受付カウンター，交流広場)，その他設備(ミ-ティングルーム，研修室，スタッフ・ボランティアスペース等)

4 「(仮称)札幌市環境プラザ」の運営について

(1) 運営における基本的考え方

ア 運営体制

環境プラザは，市の公の施設として設置されることから，施設の管理等は，市が責任を果たせる体制で行い，また，事業運営については，様々な主体が多く関われる体制で行うことが必要である。

イ 施設のスタッフ

環境プラザは，様々な相談，学習方法の提示，コーディネート等を行う必要があること，また，積極的に環境保全活動の展開を推進していく必要があることから，施設のスタッフとして，これらに対応できる人材を確保することが必要である。

ウ 開館日・開館時間

土日の開館や市民一般利用施設のある程度の夜間の開館が必要と考えるが，利用の想定を慎重に行うとともに，複合他施設の状況を見ながら設定する必要がある。

エ 運営等の情報公開

運営等に関わる情報は原則として公開していくことが必要である。

(2) 運営のための組織

ア 運営母体となる運営組織の基本的あり方

運営母体となる運営組織は次のような組織が好ましいと考えられる。

市民ニーズ等の変化に沿って，柔軟に対応できる組織であること。

各主体の自主的な支援を受け入れやすい組織形態であること。

責任の所在や権限の明確化がなされた組織であること。

イ 事業運営における組織

事業運営委員会等の組織の設置

各主体により構成する事業運営委員会を設置する。この委員会は，事業の方針決定や支援，評価，支援組織の管理・助言を行える組織とすべきである。

ボランティアスタッフ等の支援組織の設置

様々な分野の協力により，ボランティアスタッフ等の支援組織を設置する。この支援組織は，環境プラザで実施される事業の支援や自らの自主企画事業の運営を行う。

「拠点施設のあり方」に関する答申内容の概要

(札幌市環境審議会 平成9年2月)

1 拠点の必要性

環境教育・学習には様々な課題があり，これらへの取り組みを推進するため，活動の中心的役割を果たす拠点とこの拠点の活動を支える施設と体制が必要である。

2 拠点施設の基本目標

- (1) 環境保全に関わる自主的な活動を支援する。
- (2) 環境問題に関する理論と技術を提示する。
- (3) 環境問題に取り組むための動機づけの場や機会を提供する。
- (4) 環境保全のための行動を正しく評価できる能力を養成するための場や機会を提供する。
- (5) 環境の変遷や環境問題の歴史を，人間活動との関わりのもとに提示する。
- (6) 市民の連携・協力を進めるためのネットワークを作る。

3 拠点施設の位置付け

(1) 市有の他施設との連携

拠点施設は，市有の関連施設の中核的施設と位置付け，コーディネーターとしての機能を持つことが不可欠であり，そのために指導的役割を持たせることが必要である。

(2) 他行政機関(施設)との連携

拠点施設は，他行政機関や関連施設と連携を図り，役割分担を図る機能を有するものとする。また，道内の中枢的役割を担う大都市であることから，環境教育・学習においてもリ-ダ-としての役割を果たすことが求められる。

(3) 市民及び民間団体との連携

環境保全活動に関わる民間団体の活動を拠点施設を中心としたネットワークでつなぎ，自主的な活動を支援するものとする。

また，一般市民に対しては，活動の動機付けをできる施設，いつでも学習できる施設としての機能の充実が求められる。

(4) 学校教育との連携

拠点施設は，学校教育と密接な連携を図りつつ，学校として利用できる施

設，また，個々の児童・生徒も日常的に利用しやすい施設とする。

(5) 事業者との連携

拠点施設は，環境問題に基礎情報だけでなく，事業活動に関わる環境情報の提供や環境保全型技術，環境負荷の少ない商品の紹介等により，事業者の環境保全活動を支援し，また，事業者の主体的な環境教育・学習も支援する。そのため，拠点施設を中心とした事業者間のネットワークの形成も必要である。

4 拠点施設の機能

- (1) 環境情報の収集・提供
- (2) 環境教育・学習の実施
- (3) 環境保全活動，交流の支援と推進
- (4) 環境保全型技術の学習と普及

5 拠点施設の事業内容

- (1) 資料・情報の収集と提供
- (2) ネットワーク事業
関連機関や施設を連携させるためのネットワークの構築
民間団体の活動を推進するためのネットワークの構築
国際的交流
- (3) 教育・学習事業
体験学習
市民行事・研修
教材等の製作・提供
民間団体，個人の実践活動の紹介
事業者の環境保全型技術・商品の紹介
環境負荷モニタリング
- (4) 相談事業

6 拠点施設の運営形態

運営形態については，今後具現化される解説条件，利用条件，運営経費等に合わせ決定すべきで，計画が具現化される時点で慎重に検討する必要がある。

会議の開催経過

第1回会議 (平成12年11月22日)	(仮称)札幌市環境プラザの整備について 札幌市の環境関連施設について
第2回会議 (平成12年12月21日)	テーマ別フリートーキング 「児童・生徒対象の事業展開について」
第3回会議 (平成13年3月2日)	テーマ別フリートーキング 「児童・生徒対象の事業展開等について」 「事業者対象の事業展開について」
第4回会議 (平成13年4月26日)	テーマ別フリートーキング 「NGOとの連携について」 「市有関連施設との連携について」 「提供情報内容について」
第5回会議 (平成13年5月24日)	環境プラザの具体的内容(素案)について
第6回会議 (平成13年7月12日)	環境プラザの管理・運営について 中間提言の基本的内容について
第7回会議 (平成13年9月26日)	中間提言について
第8回会議 (平成13年12月13日)	市民等の意見・要望について
第9回会議 (平成14年2月13日)	最終提言について

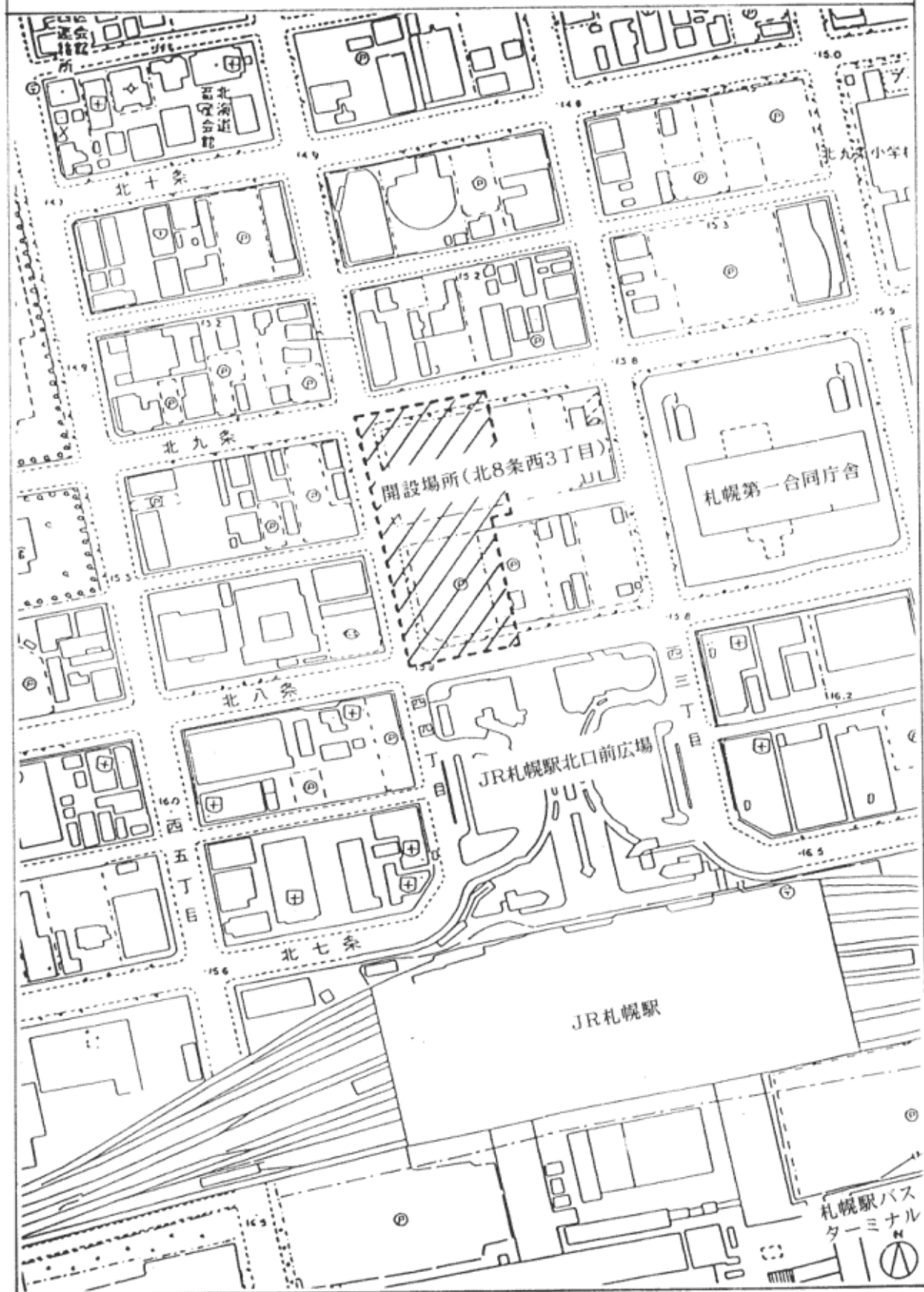
「(仮称)札幌市環境プラザ検討会議」委員名簿

氏 名	現 職
有 山 忠 男	(株)ライヴ環境計画 代表取締役社長
金 山 破 魔 男	札幌市環境局環境計画部環境活動推進課長
川 瀬 洋 三	札幌市環境局理事
鈴 木 敏 哉	札幌商工会議所 部会・産業部 産業二課長 (平成14年1月より総合企画部 副参事)
瀬 川 誠	札幌市経済局産業振興部産業開発課長
本 間 良 夫	札幌市教育委員会学校教育部指導担当課長
丸 山 博 子	丸山環境教育事務所 代表
三 島 恭 子	(社)札幌消費者協会 副会長
森 下 研	(株)エコマネジメント研究所 代表
吉 田 文 和	北海道大学大学院経済学研究科 教授

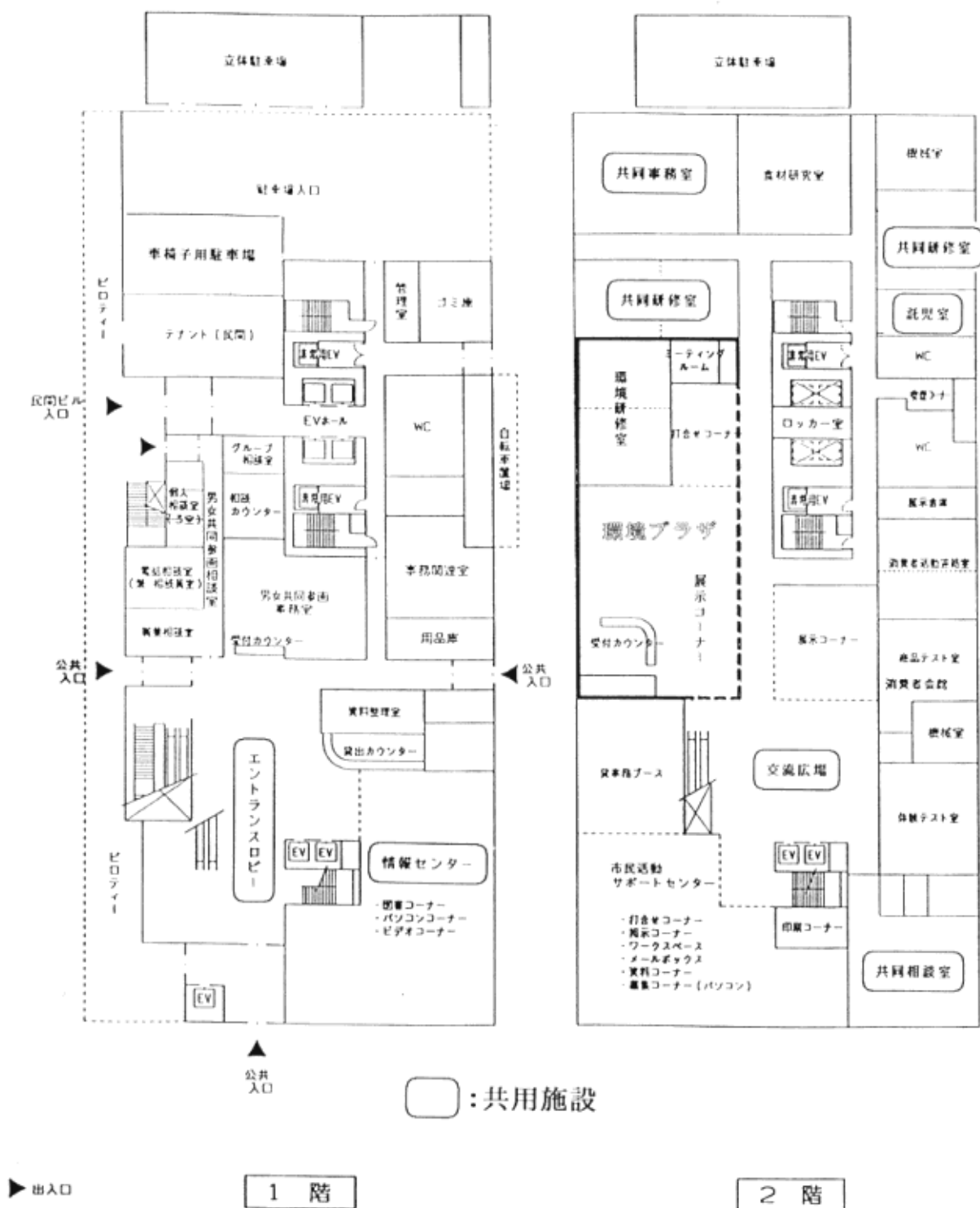
：座 長

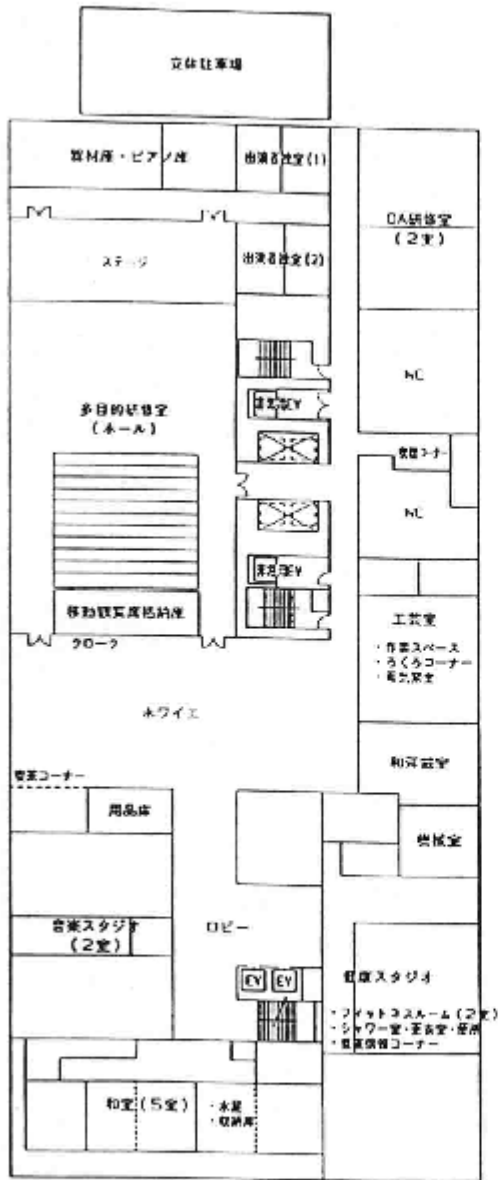
(50音順) (敬称略)

環境プラザ開設場所位置図

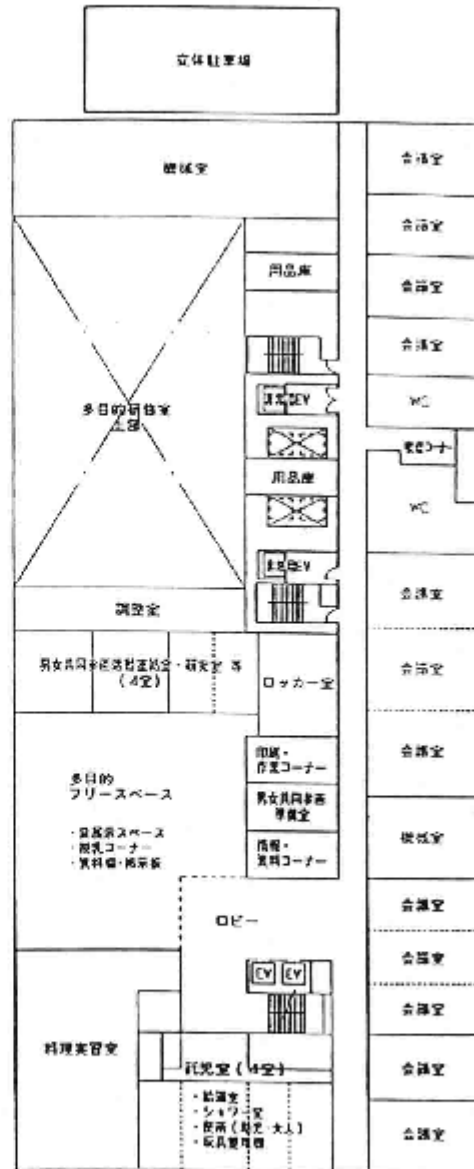


複合施設配置図





3 階



4 階

中間提言への意見，要望の募集結果

- 1 募集期間：平成13年10月22日～平成13年11月22日
- 2 応募者数：29名：男性14名，女性15名
(個人13名，企業関係者3名，環境団体関係者13名)
- 3 応募方法：ファックス：21名，E-メール：8名
- 4 意見数：110件
 - (1) 機能・役割に関わる意見・要望 《9件》
 - ・ 機能に関するもの : 2件
 - ・ 利用対象者に関するもの : 2件
 - ・ 役割に関するもの : 5件
 - (2) 事業内容に関わる意見・要望 《40件》
 - ・ 具体的な事業内容の提案 : 24件
 - ・ 事業の実施方法に関するもの : 14件
 - ・ 行政への要望 : 2件
 - (3) 運営に関わる意見・要望 《34件》
 - ・ 運営組織に関するもの : 7件
 - ・ 運営スタッフに関するもの : 11件
 - ・ 運営経費に関するもの : 1件
 - ・ 運営方法に関するもの : 9件
 - ・ 運営の情報公開に関するもの : 2件
 - ・ 開館日・開館時間に関するもの : 4件
 - (4) 施設・設備に関わる意見・要望 《20件》
 - ・ 施設内容に関するもの : 5件
 - ・ 設備内容に関するもの : 11件
 - ・ 出先施設に関するもの : 4件
 - (5) その他の意見・要望 《7件》
 - ・ 情報提供に関するもの : 3件
 - ・ その他 : 4件

各意見等の内容及びその対応については，札幌市環境局ホームページでも公開しています。 (<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/>)